

丸宮建設 株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年2月1日～令和9年1月31日までの3年間
2. 内容

目標 1： 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年3月～ 制度の導入、社内掲示板により社員へ周知

目標 2： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付金、労働基準法に基づく産前産後休業、健康保険法・厚生年金保険法に基づく出産手当金制度・社会保険料の免除等の周知

<対策>

- 令和6年3月～ 社内掲示板により社員へ周知